

relay interlocking) これを細分して電気継電運動装置および電空継電運動装置とする。

2 電空運動装置またはエレクトロニューマチックインターロッキング(electropneumatic interlocking)。

3 電気運動装置またはエレクトリックインターロッキング(electric interlocking)。

4 電気機運動装置またはエレクトロメカニカルインターロッキング(electro-mechanical interlocking)。

5 機械運動装置またはメカニカルインターロッキング(mechanical interlocking)。

さらにこれに次の第1種および第2種の大分類および甲・乙・丙の内容分類を付して、正式の連動装置の種類とする。

第1種 てこを集中し、第1種連動機を用いて、てこ相互間の連鎖を行うもの。

第2種 第1種でないもの。

甲 連続した軌道回路によって信号機等を自動的に制御するもの。

乙 一部の軌道回路または軌条接触器等によって信号機等を制御するもの。

丙 信号機等が軌道回路・軌条接触器等に関係のないもの。

(例) 第2種電気甲連動装置。(尾松広一)。

れんどうふみきりみち 連動踏切道 隣接する2つの踏切道の遮(しゃ)断機を、一方の踏切道において同時に操作するものをいい、これには電気連動と機械連動の2種がある。電気連動は遠隔制御法が使用され、機械連動はワイヤ操作によるものである。連動踏切では遮断機を降下する場合、警手のいない踏切にはこれを予報する電鈴装置が必要である。連動踏切道とする場合は、つぎの各条件が考慮されなければならない。

1 2つの踏切が近接していること。間隔は50m程度が限度とされている。

2 見通しがよく遮断機を操作する踏切において他の踏切の交通状態の監視ができること。(嶋原吉之祐)

れんどうボックス 連動ボックス 第2種連動機において信号かんと転轍(てんてつ)かんとを直交させて納めるものであり、転轍器のそばの枕木に敷板を置いて設置され、信号かんと転轍かんととの連鎖、および信号かん相互のドッグでの連鎖を完全ならしめるものである。(田口正平)

れんらくうんちん 連絡運賃 連絡運輸の場合に適用される運賃。この運賃は各運輸機関それぞれの地方的運送に適用されているものが基本となっている。連絡運賃の構成は大別して通算制と併算制とがあるが、現行制度はほぼつぎのとおりに定められている。

1 旅客運賃 関係運輸機関の自線内に適用される運賃、これを地方的運賃といい、その地方的運賃を併算した運賃、すなわち併算制となっている。この場合小児運賃や割引運賃においては、大人運賃の併算額を折半したり、併算額から割引額を控除するなどの方法を採用しているが、この場合でも根本的には併算であることに変わりはなく、こうした点は単に計算上の便宜から出た定めである。

2 手荷物運賃 通算運賃からさらに飛躍したともいえる均一制運賃を原則として採用しているが、例外として重量超過手荷物は、均一制と通算制の併用を採用している。

3 小荷物および小口貨物運賃 貨率およびその適用方・割増・割引等すべて国鉄のものを基本とした通算制、すなわちその発着区間・経路の関係運輸機関の営業キロ程を加算した全営業キロ程に対し、所定の貨率を適用する方法を採用している。

4 車扱貨物運賃 貨率およびその適用方・割増・割引等は原則としてすべて国鉄のものを基本として構成し、併算制を原則とするが、三井鉱山株式会社芦別鉄道線外37社線との場合は、例外として通算制を採用している。(鈴木与吉)

れんらくうんゆきそく 連絡運輸規則 連絡運輸の取扱制度は、一般に運輸営業種別のすべてにわたっているので、連絡運輸契約書の内容も連絡運輸の取扱・運賃・料金などの運送約款に関するものをはじめ、万般の事柄にわたり、これらの事柄をすべて契約書に示すこととなれば契約書自体がはなはだ複雑なものとなり、事務処理上種々の制約が生ずる。そこで契約書には、連絡運輸実施上の基本事項のみを定め、細目についてはその付属書に譲る形式を採用しており、連絡運輸規則はこの付属書であり、連絡運輸の実行規定である。このように契約の付属書という特殊な性質をもっているため、国鉄の他の諸規定とその性格にいちじるしい差異のあることは当然であって、そのおもなるものを挙げると (1) 連絡運輸契約書の付属書となっていること (2) 国鉄の定める諸規定をできるだけ準用する形式をとって組立てられており、また他の運輸機関に関係のない事柄の処理については、これを関係運輸機関の規定に委任する形式を採っていること (3) 運輸機関と利用者との運送約款であるので、旅客・荷物・貨物の運送その他運送営業に関する、あらゆる事柄が規定されていること (4) 旅客荷物の貨切運送制度のように、客車・荷物車等の直通運用を前提とする運送制度や、回数乗車券制度のように、現段階における連絡運輸に適しないものは包含されていないこと等であり、なお具体的な内容はおおむねつぎのとおりである。

第1編 総 則。

第2編 旅客運送 (通則・乗車券・旅客運賃・旅客運賃および料金の追徴または払いもどし・社線連絡取扱駅における国鉄線急行券の発売・乗車券類の委託発売・手回り品)。

第3編 荷物運送 (通則・受託・運賃および料金・運送・引渡し・指図・事故および錯誤・運賃料金の追徴または払いもどし・遺失品の回送)。

第4編 貨物運送 (一般貨物の運送 通則・受託・運送・引渡し・集貨および配達・指図・事故および錯誤・運賃料金の計算[通則・運賃の計算・料金の計算・運賃料金の追徴または払いもどし]・運賃料金の收受・小口混載貨物の運送)。

第5編 運輸機関の責任

付則別表前文および別表。(鈴木与吉)

れんらくうんゆけいやく 連絡運輸契約 複数の運輸機関が存立する場合に、相互に何ら連絡なく区々の運送条件によって運輸営業を行っているときは、利用者である旅客・荷主は接続駅で乗車券の買換・荷物の託送替等、いちじるしい不利益を避けられないばかりでなく、運輸機関にとっても不利益を免れない。そこで運輸機関がすべて同一経営者によって運営されるのと同じ成果を挙げるためには、運輸機関の提携と協力とによって連絡運輸を行うことがもっとも適切な方法の1つである。この連絡運輸は、関係運輸機関の合意にもとづいて行われるものであり、この合意にもとづく連絡運輸実施の内容についての取組みが連絡運輸契約であって、その内容のおもなるものはつぎのとおりである。

1 連絡運輸実施の基本規定として、連絡運輸規則・同取扱細則および同清算規則の3大規定を挙げ、これによって連絡運輸を行う旨定めていること。

2 国鉄が関与することを条件とし、国鉄と連絡運輸契約を締結した国鉄以外の運輸機関は、相互に連絡運輸契約を締結し